

バルシューレ指導者認定要項

2014年3月1日制定

1. 講習の時間および内容

(1) C級指導者

- 認定講習
- ・理論 3時間 「バルシューレの基礎理論」
 - ・実技 6時間 「バルシューレ体験」「バルシューレ指導体験」
- (C級指導者講習会の内容については別に定める)

(2) B級指導者

C級資格を取得および資格更新してから1年以上であること、今後指導を継続して行う意思があることが受講の条件となる。

- 認定講習
- ・理論 2時間 「バルシューレの応用理論」
 - ・演習 18時間 「バルシューレ指導のための方法」：3時間
「バルシューレ指導実践」：15時間
 - ・現場実習 10時間 10回以上(10回分の実施レポートの作成を課す)

(3) A級指導者

以下の3つの条件を満たした者は、A級指導者と認定される。

- ①B級指導資格を取得してから、1年以上経過した者
- ②資格認定者研修(10時間)を受講し理事会で合格と判断されたもの
- ③10回以上のC級指導者講習会の運営を補助した経験を有すること

(4) S級指導者

以下の3つの条件を満たした者は、S級指導者と認定される

- ①A級指導者資格を取得してから、3年以上経過した者
- ②20回以上のC級指導者講習会の講師を担当した経験を有する者
- ③3回以上のB級指導者講習会の運営を補助した経験を有する者

(5) 講習会受講の年齢

バルシューレ指導者養成講習会(S級, A級, B級, C級)を受講できる年齢は、講習会受講時において18歳以上とする。

2. 指導者講習会講師および指導者資格認定者

指導者講習会(更新講習を含む)の講師および指導者資格認定者は、NPO法人バルシューレジャパン(以下はバルシューレジャパンとする)の理事、A級指導者、S級指導者とする。ただし、A級指導者は、更新講習およびC級指導者講習会の講師となり、C級指導者資格を認定することができる。S級指導者は、更新講習およびC級・B級指導者講習会の講師となり、C級・B級指導者資格を認定することができる。

なお、C級およびB級の指導者に関して、バルシューレジャパンの理事が持つ指導者資格認定の権利は、A級指導者が50名、かつS級指導者が5名となるまでとし、その後すべての理事の資格認定権を廃止

する。ただし、これにより講習会の運営に支障が出ると考えられる場合には、理事会で審議したうえで対応策を決定する。

3. 認定料

指導者養成講習会の資格認定料は、C級は550円（消費税込み）、B級は1,100円（消費税込み）、A級は2,200円（消費税込み）、S級は3,300円（消費税込み）とする（認定証の送料等を含む）。更新講習の認定料は1.5時間の講習当たり220円（消費税込み）とする。認定料は各講習の受講料に含まれるものとする。

4. 講師謝金

指導者講習会講師には、原則として、講習会にかかる旅費と1時間あたり5,000円（消費税込み）の謝礼が支払われる。

5. 資格の有効期間

認定の有効期限は指導者登録をした年度を含む3年度末とする。指導者資格更新に関する細則に別に定める更新講習の受講によって認定を更新する。更新講習の受講料は1.5時間当たり2,200円（消費税込み）とする。

6. 資格認定における可否の判定

講習後に、所定の講習を受講した者に対して資格認定試験を実施する。

C級指導者の場合は、筆記試験のみとし、当該講習会の講師によって作成されたバルシューレの理論や指導方法等に関する問題を課し、その講師が評価、可否を決定する。

B級指導者は、指導者行動チェックにおいて90点以上が確認され、かつ10回の指導実践報告書の内容が適切であると認められた場合に、合格とする。なお、可否の決定は担当講師が行う。

A級およびS級は、資格認定講習会後に行った試験の結果について理事会で可否を判断する。

7. 受講料およびテキスト

講習会の受講料は、C級15,400円（消費税込み）、B級52,800円（消費税込み）、A級62,700円（消費税込み）、S級72,600円（消費税込み）とする。

講習内容は、テキストに沿って行われるため、受講者は必ずテキストを保持していることを受講条件とする（講習会当日の購入でもよい）。

8. 指導者登録

資格認定試験に合格し、年間登録料を納付することによって指導者として認定される。次年度以降の年間指導者登録をしないものについては、指導者認定を取り消す。

9. 指導者登録料

C級指導者：登録料1,100円/年（消費税込み）

B級指導者：登録料2,200円/年（消費税込み）

A級指導者：登録料 3,300 円/年（消費税込み）

S級指導者：登録料 4,400 円/年（消費税込み）

2020 年度以降の、新規資格取得者、資格更新者、および新規登録団体の指導者を対象とする。なお、2021 年度以降は、従来からの登録団体の指導者にも適応する。詳細については、「NPO 法人バルシューレジャパン 認定団体基準」による。

付則

1. この要項は、2020 年 6 月 22 日から改定する。
2. この要項は、2020 年 8 月 19 日から改定する。
3. この要項は、2021 年 4 月 1 日から改定する。
4. この要項は、2023 年 4 月 1 日から改定する。